

# 桜井市行財政改革大綱

令和 5年 6月

桜井市



# 目 次

1	行財政改革を進める基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
	大綱の趣旨・・・・・・・・・・	2
	大綱の位置付け・・・・・・・・・・	3
2	行財政改革大綱の取り組みについて・・・・・・・・・・	4
	基本理念・・・・・・・・・・	5
	行財政改革の取組体系・・・・・・・・・・	6
	改革の基本方針・・・・・・・・・・	7
	改革の取組方針・・・・・・・・・・	8

# 1 行財政改革を進める基本的な考え方

## 大綱の趣旨

本市では、第5次桜井市総合計画において目指したまちづくりを実現していくための指針として、平成26年5月に「桜井市行財政改革大綱」を策定しました。

そして、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」という基本理念に立ち、「市民と行政の協働で進める市政」、「持続可能な行財政運営の確立」、「改革に取り組む体制の確立」という3つの基本方針を定め、行財政改革の実現を目指しました。その中では、奈良県と「まちづくりに関する包括協定」を締結して実施した市内5地区におけるまちづくりの推進や、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく人口減少と地域経済縮小の克服のための地方創生などの新たに生じた課題にも取り組むことができました。

しかしながら、策定から10年近くが経過する間に、新型コロナウイルス感染症の蔓延や世界的な政情不安に端を発する物価高騰等、当初は想定されていなかった市民生活に大きな影響を及ぼす新たな課題が生じ、本市の置かれている社会情勢や経済情勢は大きく変化しました。加えて、人口減少を主な要因とする地方交付税の縮減や少子高齢化や福祉制度利用者の増加に伴う扶助費の増加等、本市の財政状況も予断を許さないものとなっています。2045年には人口が現在よりも大幅に減少します。そのため、これに見合った行財政運営をせざるを得なくなることも想定されます。

また令和3年度からは、少子高齢化やデジタル技術の浸透、地方分権など地域を取り巻く社会環境の変化とそれにより発生する行政上の諸課題に対応し、持続可能な行財政運営を進めるための総合的かつ計画的な指針として、第6次桜井市総合計画も新たに始まりました。

この計画では「はじまりの地から未来へ 歴史と自然がいきづく万葉のふるさと桜井」を桜井市の将来都市像として定め、人口減少の大きな要因となっている若者・子育て世代の定住と流入促進、出生率の向上につながる施策を積極的に展開していくこととしています。また、デジタル技術の活用については、国や県においても積極的な施策の実施や例規の整備を強く推進する中で、本市としても諸課題に対応するために必要な取組みと捉え、業務の効率化と市民の利便性の向上の観点からも重点的に推し進めていきます。

今回策定しました「桜井市行財政改革大綱」は、本市を取り巻く様々な状況の変化やそのことから生じる課題等を加味した上で、第6次桜井市総合計画において目指している将来都市像実現のための指針とします。

## 大綱の位置付け

桜井市行財政改革大綱は、桜井市総合計画を下支えする計画のひとつであり、総合計画における「行財政運営」を支えるものとして位置付け、本市の行財政改革の方向性を示すものとしします。

また、行財政改革の取り組みを進めるにあたっては「行財政改革アクションプラン」を策定し、この中で個別具体の項目に取り組んでいきます。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第6次桜井市総合計画	→									
桜井市行財政改革大綱 (平成26年5月策定)	→									
桜井市行財政改革大綱 (今回の策定に係るもの)				→						
第4次行財政改革 アクションプラン	→									
(仮称)第5次行財政改革 アクションプラン				■	■	■	■	→		

※桜井市行政改革大綱につきましては、計画期間の定めはありません。

## 2 桜井市行財政改革大綱の取り組みについて

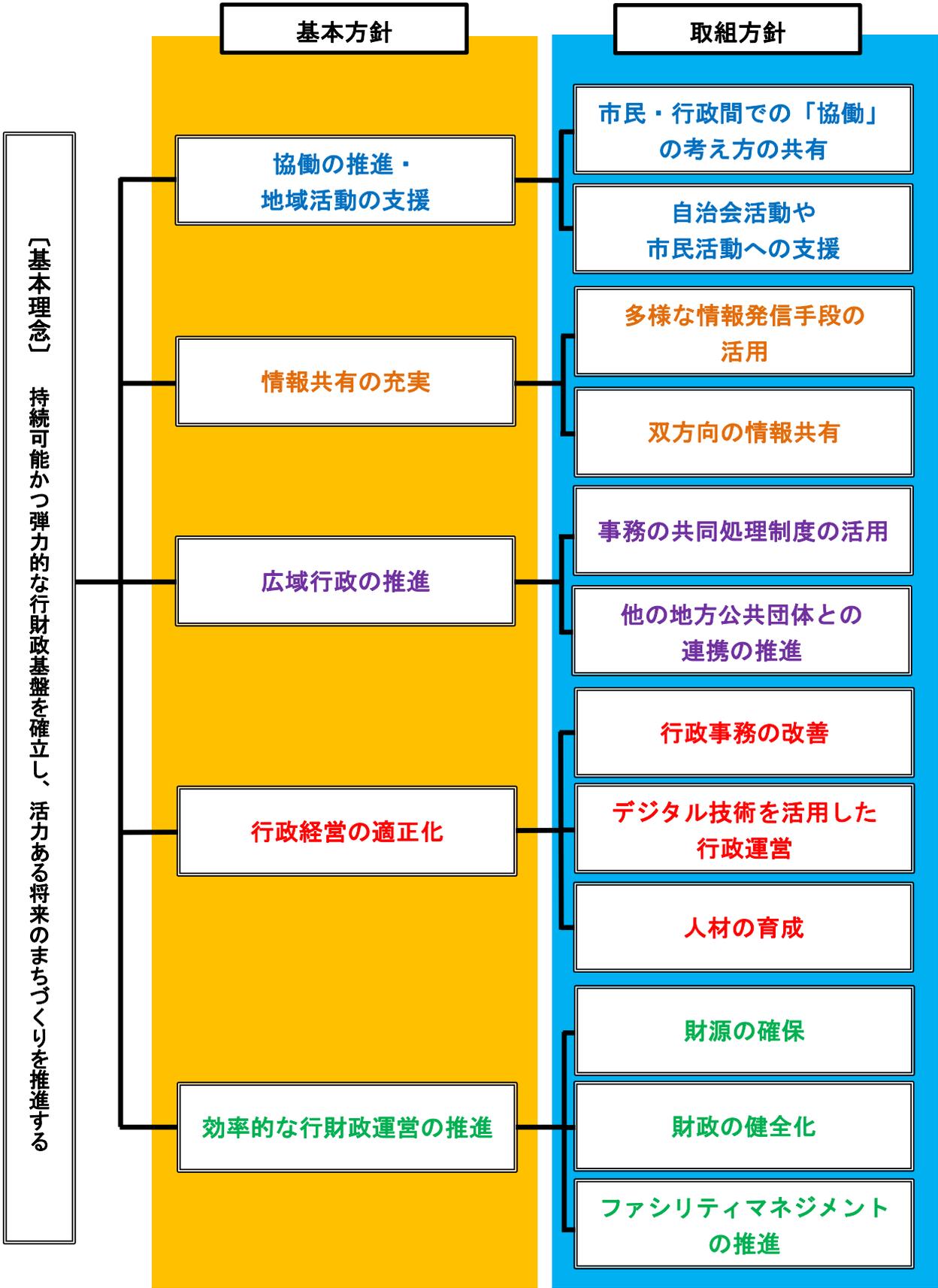
## 基本理念

平成26年に策定した「桜井市行財政改革大綱」による行政のスリム化や財政の効率化等の成果を今後も活かすため、基本理念を継承します。

行政を経営するという視点に立ち、PDCAサイクルに基づいて、限られた経営資源（人、物、金、情報）とデジタル技術を有効活用し、選択と集中によるメリハリを付けた行財政運営を行い、第6次桜井市総合計画において目指している将来都市像実現に取り組んでいきます。

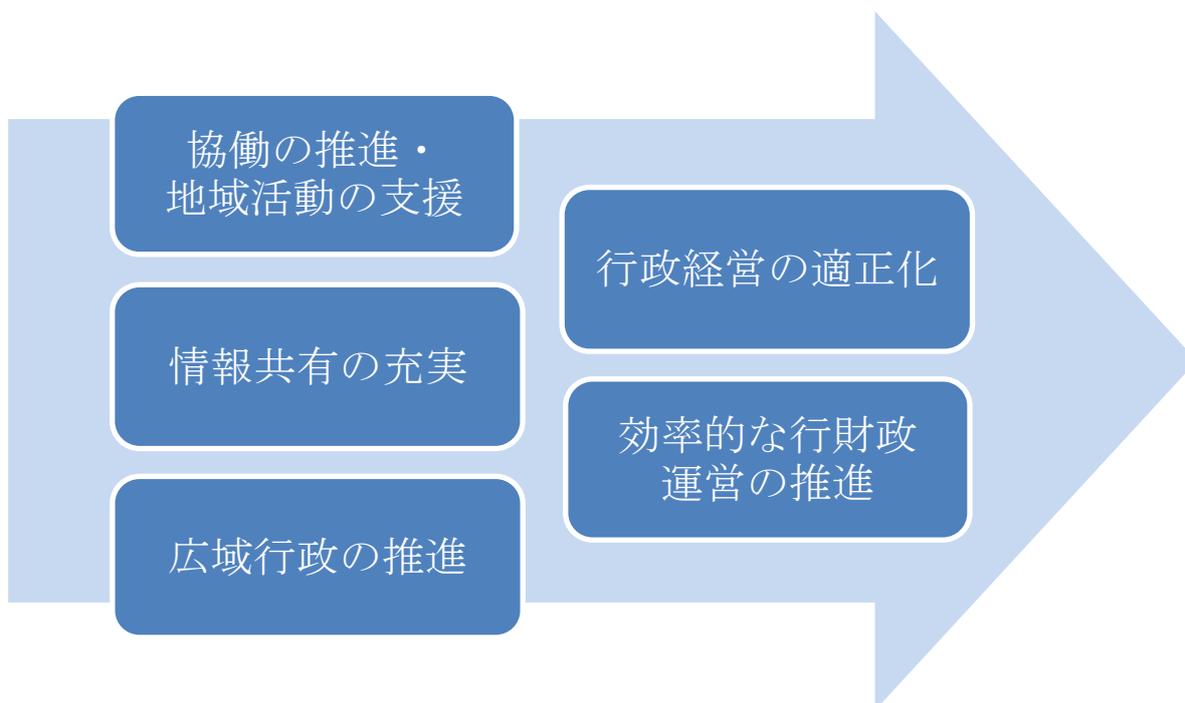
**持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、  
活力ある将来のまちづくりを推進する**

行財政改革の取組体系



# 改革の基本方針

第6次桜井市総合計画の基本構想において示している「持続可能な行財政運営の方針」とそれに関連して基本計画において示している5つの施策との整合性を図りながら、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」という基本理念を具現化するため、5つの基本方針を定め、行財政改革の実現を目指します。



## 1 協働の推進・地域活動の支援

市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合って、地域の課題等を共に解決し、協働によるまちづくりを推進していきます。

また、協働によるまちづくりにおいて地域コミュニティの役割は大きく、新しいテーマコミュニティ(※1)の重要性も増しています。そこで、市民との連携や、自治会・市民活動団体等への支援を通じて、地域活動を担う人材育成の推進と地域の活性化を進めていきます。

(※1)特定の地域問題の解決に向けて、一定の分野に特化した活動を行う団体。

## 2 情報共有の充実

市民が暮らしやすい生活を送るためには、行政情報を適切な時期に効果的な方法で提

供していく必要があります。従来の広報紙やホームページだけでなく、市公式SNS等の新たな媒体を通じて、行政情報や防災情報等の積極的な発信・提供を行っていきます。

また、多様化する市民ニーズに行政が適切に対応するためには、市民と行政が情報や課題を共有していくことも大切です。そのため、多様な手段を有効に活用し、市民と行政の間で情報等のやりとりを積極的に行い、市民と行政相互の情報共有を促進していきます。

### 3 広域行政の推進

少子高齢化・人口減少等の桜井市を取り巻く社会情勢の変化に伴って生じる多様化・複雑化する市民ニーズや地域の共通課題は、桜井市単独で取り組むよりも、行政区域を越えて複数の地方公共団体が協力・連携して対応することで、効率的・効果的な解決につながる可能性があります。

奈良県や周辺市町村等との行政区域を越えた広域連携を一層推進することで、事務の効率化とより大きな成果を目指します。

### 4 行政経営の適正化

組織の見直しやデジタル技術の活用により業務の効率化を図るとともに、職員の専門知識の習得や行政能力等の向上を進めていきます。

また、事務事業や施策について内部及び外部からの評価を行うことにより、新しい時代に相応しい事業の実施へ運用を刷新していきます。

### 5 効率的な行財政運営の推進

公平な負担のもとに税金が活用され、行財政事務の改善・効率化を図ることにより、市民が常に適切な行政サービスを受けていることを目標とします。財政見通しに基づく事業の選択と財源の集中やファシリティマネジメント(※2)等に取り組むことによる財政の健全化を図っていきます。

(※2) 土地・建物、構造物及び設備等の財産を経営資源としてとらえ、経営的視点に基づき、総合的かつ長期的な観点からコストと便益の最適化を図りつつ、財産を戦略的かつ適正に管理及び活用していく手法。

# 改革の取組方針

## 1 協働の推進・地域活動の支援

### ●市民・行政間での「協働」の考え方の共有

少子化や高齢化など、桜井市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。それにもなって市民ニーズも多様化し、行政だけでは把握や解決が困難な地域の課題が多く存在しています。

この課題に対応するために重要な役割を果たすキーワードが、一人ひとりの市民や地域の重要なコミュニティの構成団体である自治会および市民活動団体、地域貢献に意欲を持った企業等と行政との「協働」です。

行政だけでは十分にカバーできない課題も、市民等と行政がそれぞれの特色を活かしながら共に取り組むことで、解決への糸口が見つかることがあります。その協力の際には、当事者間で互いの立場を理解した上で、対等な立場で適切な役割分担を行い、共に課題に取り組んでいく「協働」の考え方が必要不可欠となります。

「桜井市協働推進指針」を基礎として、より良い地域づくり実現に向けて、市民等と行政の間でこの「協働」の考え方を共有することを目指し、より一層の理解を深めるための市民等への啓発活動や市職員に対する研修を実践します。また、市民と行政が連携し、横串の役割を行政が積極的に担います。

### ●自治会活動や市民活動への支援

地域の課題等を実際に解決する際には、市民等と行政が「協働」の考え方を共有するとともに、能力や社会的役割等に応じた、それぞれが得意とする活動分野について、日頃から互いに理解しておくことが大切です。相互理解を深めることにより、役割分担を適切に行い、効率的・効果的な連携による課題等の解決につなげていきます。また、地域自治組織等のコミュニティに関する施策について、調査・研究を深めていきます。

一方で、自治会や市民活動団体との連携を維持するためには、各団体の運営において困難が生じている現状にも配慮が必要です。

人材面の課題として、自治会役員の高齢化が進み、役員等の担い手が少なくなっていることが挙げられます。これに対応するため、地域との関係性が希薄になりがちな若者世代に自治会活動等へ積極的に参加してもらうことを目指し、市職員による人的支援(協働)や自治会加入を促進するための啓発活動を行っていきます。

また、自治会や市民活動団体の安定運営も課題となっており、各団体へのサポートも適切な内容で実施していきます。

より良い地域づくりのために解決すべき課題等

互いの立場を理解した上で、  
対等な立場で適切な役割分担  
を行い、共に課題に取り組んで  
いく「協働」の考え方のもと、  
行政だけでは把握や解決が困  
難な地域の課題の解決に向け  
て取り組んでいきます。

市民・自治会  
市民活動団体・企業

「協働」の考え方を  
共有し、連携を強化

行政

市の事業への協力

地域の課題等を解決するために、必要な支援を実施

## 2 情報共有の充実

### ●多様な情報発信手段の活用

市民にとって関心度の高い行政情報を、適切なタイミングで、効果的な方法により提供することは、市民が暮らしやすい生活を送るために重要です。

これまで中心となってきた広報紙やホームページなどの情報発信媒体は、大量の情報を発信できるという利点があります。今後も市の情報発信手段の中で重要な役割を果たしていくことは変わらず、見やすさも含めた内容の充実を図っていく必要があります。

しかし一方で、広報紙は作成から発信までにある程度時間が必要であり、またホームページの情報を閲覧するには市民側からのアプローチが求められます。このことは、緊急に市民に知らせるべき行政情報や防災情報等を提供するには不向きです。

そこで、これらの不得意分野を補うため、市民からのアクションがなくてもプッシュ型でリアルタイムに情報発信できるツイッターやLINE等の SNS を今後はより一層活用していきます。

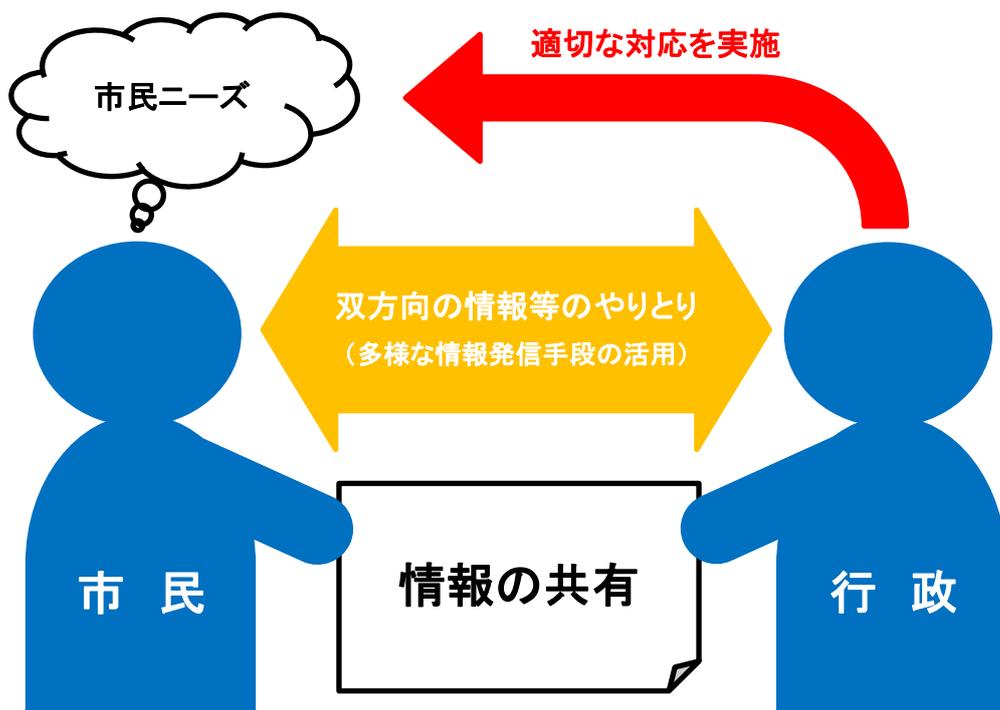
また、YouTube 等の動画配信サービスも活用し、市民ニーズの高い行政情報や市の魅力をより分かりやすく詳細に発信していきます。

### ●双方向の情報共有

これまでも情報の公開を行うことで、地域活性化や課題解決等を図ってきました。この取り組みの重要性は引き続き変わりませんが、多様化する市民ニーズに行政が適切に対応していくためには、ニーズの所在をよりの確に把握することが求められています。

その際には、市民と行政が互いの情報や課題を共有していくことが大切であり、行政から市民への一方的な発信だけではなく、市民から行政への情報発信を行っていく必要もあります。

市民からの意見を取り入れる仕組みを今後も活用するとともに、デジタル情報技術を活用した情報共有を更に進めていきます。また、デジタル情報技術活用に際しては、必要な個人情報保護のためのセキュリティ対策を実施します。



(市民が暮らしやすい生活を送るために……)

- 市民にとって関心度の高い行政情報を、適切なタイミングで、効果的な方法により提供。
- 多様化する市民ニーズの所在をよりの確に把握するため、デジタル情報技術を活用した情報共有を更に推進。

### 3 広域行政の推進

#### ●事務の共同処理制度の活用

単独の地方公共団体でも業務の実施は可能なものの、複数の地方公共団体が共同であることにより、効率的に実施することができる業務があります。事業規模を大きくすることにより単位コストを抑えるとともに、特定の業務について知識・経験に優れた専門の人材を各自治体から集約することで効率的に業務を行うことが可能となるからです。

現在、4市村に係るふるさと振興事業や介護認定等の事務処理を行っている桜井宇陀広域連合との連携について、更なる業務の共同処理の推進を進めていきます。

また、安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給していくには、人口減少等に対応できる体制づくりが重要であり、今後見込まれる給水収益の減少や施設の老朽化対策、職員数の減少等に対応するため、奈良県や県内26市町村等とともに県域水道一体化を進めていきます。

業務の効率化を実現した奈良県広域消防組合のような事例を今後も生み出していくために、このような共同処理が可能となる業務について検討を進めていきます。

#### ●他の地方公共団体との協力・連携の推進

行政運営のための資源が限られる中で、単独の地方公共団体だけでは解決困難な課題が存在します。しかし、この課題が他の地方公共団体と共有できるものであれば、上記共同処理制度の枠組みによらずとも、連携して対応することで効果的な解決につながる場合があります。

周辺市町村と協力した観光客の誘客や、大規模災害発生時等に他の市町村と相互協力を行うことができるよう連携を強化していきます。

他にも、他の地方公共団体との協力・連携の推進が可能となる業務について引き続き検討を行っていきます。

さらに、従来の広域行政の枠組みに留まらない形態として、本市の持続的発展や活性化を目的とした「まちづくりに関する包括協定」に基づき、奈良県と緊密に連携・協力し、それぞれが所管する社会資本の整備等を行うことで、市内5地区（中和幹線栗殿近隣・大神神社参道・近鉄大福駅・桜井駅・長谷寺門前町の各周辺地区）のまちづくりを推進していきます。



## 4 行政経営の適正化

### ●行政事務の改善

少子高齢化や人口減少が進み、桜井市を取り巻く環境や住民ニーズが大きく変化している状況は前述のとおりです。行政事務の進め方や行政組織の在り方もそうした時代の変化に即したものとするために、常に点検や見直しが求められています。

PDCA サイクルに基づく業務の進捗状況の点検について、事務事業評価や施策評価を行政内部だけでなく外部評価委員も交えて行っていきます。加えて、行政事務の効率化が可能となるよう、事務事業評価や施策評価以外にも事務事業改善委員会による事務の適切な見直しや最適化を日常的に行います。

また、社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる組織とするため、職員の適正な定員管理や組織及び職員配置の見直し等を柔軟に行い、速やかな業務改善につなげていきます。

### ●デジタル技術を活用した行政運営

令和2年12月に政府から自治体 DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する方針が示されました。自治体 DX とは、情報通信技術の浸透により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを目的として、各自治体がデジタル技術やデータの活用により、住民の利便性を向上させていくための取り組みを指します。

今後、必要な行政サービスの質を維持していくためには業務・事務事業の見直しや改善が必要であり、マイナンバーカード等を活用した行政手続きのオンライン化、AI(人工知能)やRPA(ロボットにより業務を自動化できるシステム)による業務の効率化の推進等を行い、市民の利便性の向上に努めていきます。

また、これらの取り組みの恩恵を受けることができる人とできない人との間に生じる情報格差の解消に向けた取り組みも併せて行っていきます。

### ●人材の育成

これまでは、定員管理計画のもと、職員数の削減を行ってきましたが、権限移譲や市民サービスの変化などにより、市の業務は複雑化、多様化し、業務量も増加しています。

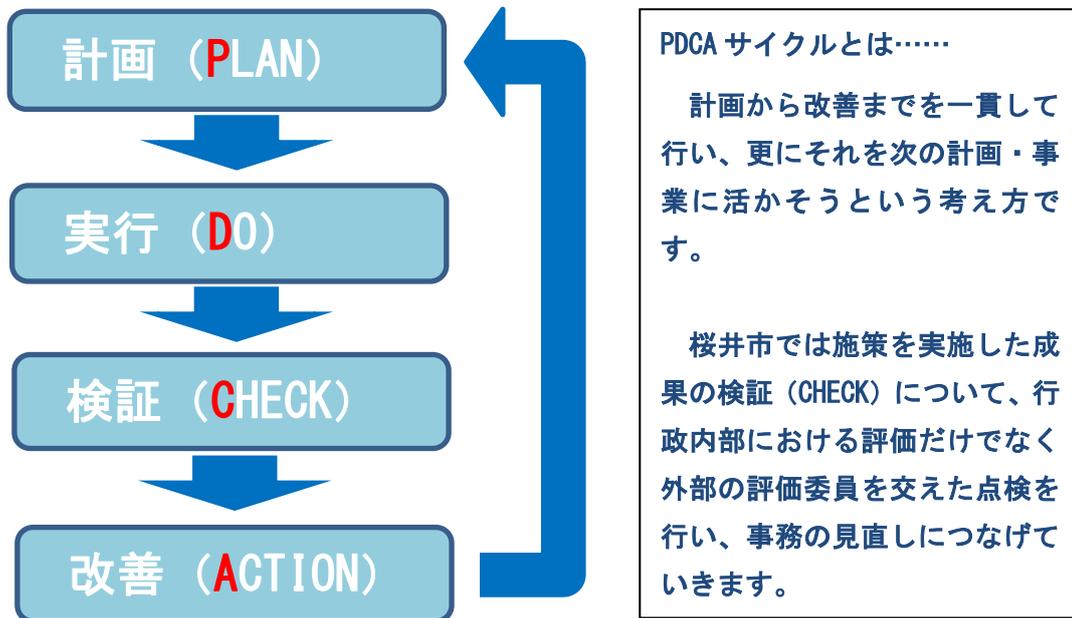
市民サービスの維持を図る上で、更なる労働生産性を高めるとともに、業務の内容や量に基づき、職員の能力を的確に把握したうえで、適正な職員数となるよう、常に見直しを行います。特に、知識や技術、経験が必要な業務については、職員の能力や専門性を考慮した配置に努めます。また、定年延長に伴う職員配置のフル活用、再任用職員や会計年度任用職員についても、適正な配置を図ることで、市民サービスの低下を招かないように

努めます。

また、地方分権の推進や市民ニーズの変化による業務の複雑化・多様化に的確に対応するため、職員一人ひとりの能力やモチベーションの向上を図ります。

職員一人ひとりが意欲をもって、職務に取り組み、より能力を発揮できるよう、人事評価制度の活用、また職場の活性化や課題の解決のため、職員からの改善策の提案募集、また行政のプロフェッショナルとして、職務遂行能力や政策形成能力を向上させるため、時代の変化に対応した多様な研修の機会を設けます。

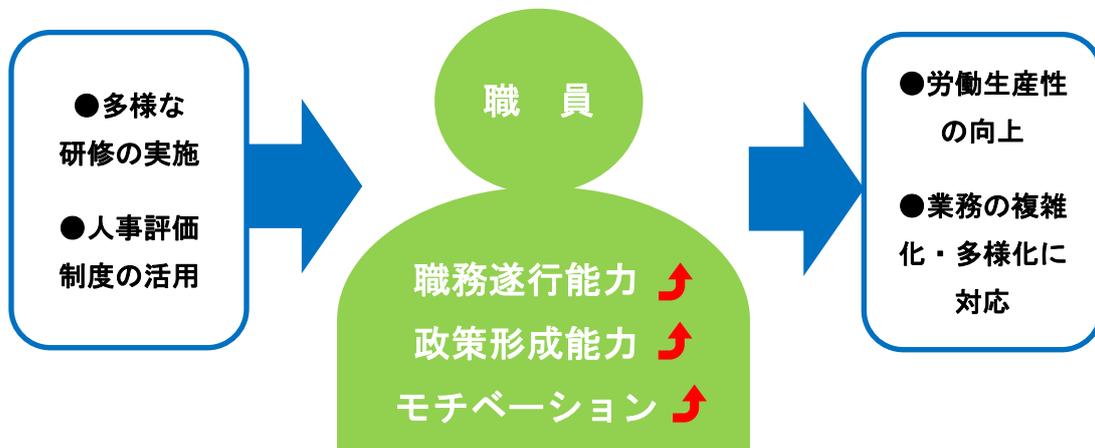
## PDCA サイクルに基づく業務の進捗状況の点検



## デジタル技術の活用による効率化



## 人材の育成



## 5 効率的な行財政運営の推進

### ●財源の確保

今後、国全体で人口及び生産人口が減少します。そのような中、市の課題を解決し、住民ニーズに応え、住民サービスの質を維持するためには、行政の効率化・適正化とともに安定した自主財源の確保が必要です。

市税は財源の根幹をなすものであり、公正公平な税負担の観点からも、課税客体の把握や徴収業務について、一層の取り組みを行っていきます。使用料・負担金といった受益者負担についても見直しを行い、受益と負担の適正化を図るとともに、現在負担を求めているサービスについても民間との競合やサービスの性格・目的を考慮して、負担することが適当なサービスについては適正な負担を求めることを検討します。

また、課題解決のためのふるさと納税の PR による寄附金の獲得、公有地の有効活用や売却、各種印刷物やホームページなどへの広告掲載の拡充、税込増に繋がる企業誘致や観光資源の活用の取り組みなどに努めます。

さらに、国や県の補助金、その他の様々な助成事業を活用することで、市単独で実施することが困難な事業を行うことができることから、常に国・県等の動向に注視し、情報収集を行い、迅速な対応ができるように努めます。

これらのほかにも、新たな財源確保について検討を続けます。

### ●財政の健全化

予算編成において、経常経費の節減に努めることはもとより、行政評価と予算編成の連携を行い、事務事業の見直しや総合計画における重点施策の取り組みの予算への反映を行っていきよう努めます。

また中期財政計画に基づき、中期的な視点から歳入と歳出のバランスに留意し、事業の年度間における調整と事業の選択と財源の集中をより一層図ります。経常収支比率については、柔軟な財政出動ができるかどうかの指標となることから、経常経費の節減と市税をはじめとする一般財源の確保に努め、指標の改善を目指します。

また、今後は、施設の見直しなどによる大型公共事業も見込まれることから、計画的な地方債の借入れや基金の積み立て、民間資金の活用及び PFI(※3)の導入の検討等を行い、健全な財政の維持に努め、実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標の改善に取り組みます。

公営企業会計や特別会計については、その設置目的から、「独立採算性」に基づき、健全財政の維持に努めます。

(※3) 公共部門が実施していた公共施設等の建設や運営等を民間の資金やノウハウを活用し、民間事業者

主導で実施することによって、効率的・効果的な公共サービスの提供を図ること。

## ●ファシリティマネジメントの推進

現在、公共施設を取り巻く課題として、高度経済成長期以降に行った積極的な公共投資により建築された施設の老朽化や、将来人口の減少による施設の量の問題などが挙げられます。

本市の施設においても、保有量の増加や老朽化による施設維持管理費や修繕費の増加などの問題が蓄積し、将来の更新需要の継続的な増大に直面することが予測されます。

そのため、今後、更新及び新たに建築する施設については、施設の集約化を図るとともに、将来人口予測に基づき、規模の適正化(縮減)を図るものとします。

これまで集約した市有施設の情報を基に、施設維持管理費の更なる情報把握を行い、ライフサイクルコストの情報を加え、市有施設の現状や課題を明らかにしたうえで、市有施設全体の最適化を図ります。

また、これらの課題に対応していくため、長期的な視点に立ち、公共施設等の現況や財政状況・人口動態の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などの内容を定めた公共施設等総合管理計画に基づき取り組みます。

そして、現状において課題を抱えている市有施設に対しては、組織を横断したプロジェクトチーム等で検討を行い、当該施設の最適化を実施します。また、PFI 事業の手法を含めた新たな資産管理手法を用いることにより、施設維持管理費の軽減に取り組むとともに、市有資産の有効活用や売却などを行い、財源確保に努めます。

**これからも住民サービスの質を維持し、様々な課題に対応していく必要があります。**

**この対応を可能なものとするため、安定した行政運営を行うための「財源の確保」や、歳入と歳出のバランスを維持するための「財政の健全化」、そして市有施設の在り方の最適化を図る「ファシリティマネジメントの推進」の各取組を着実に実施することが重要です。**

